東かがわ市告示第 137 号

讃州井筒屋敷等コンセッション導入可能性調査業務公募型プロポーザル審査会設置要綱を次のように定める。

令和８年 10 月 27 日

東かがわ市長　上村　一郎

讃州井筒屋敷等コンセッション導入可能性調査業務公募型プロポーザル審査会設置要綱

（設置）

第１条　讃州井筒屋敷等コンセッション導入可能性調査業務実施要領に基づき、最も優れている提案を選考するため讃州井筒屋敷等コンセッション導入可能性調査業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所管事務）

第２条　審査会は、選考における公正性を確保するため、次に掲げる事項について審査を行う。

（１）　評価基準に関すること。

（２）　提案書及びプレゼンテーションの審査及び評価に関すること。

（３）　最優秀提案者の選定に関すること。

（４）　その他プロポーザルの審査に関し必要と認められること。

（組織）

第３条　審査会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

（１）　副市長

（２）　総務部長

（３）　地域創生課長

（４）　戦略情報課長

（任期）

第４条　委員の任期は、選定業務が完了するまでとする。

（委員長の職務）

第５条　審査会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

２　委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の開催及び議決）

第６条　審査会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　審査会は、委員の出席が３分の２を超えなければ成立しないものとする。

３　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　審査会は、必要に応じ関係職員を会議に参加させ、その意見を求めることができるものとする。

（事務局）

第７条　審査会の庶務は、総務部戦略情報課において処理する。

（報酬等）

第８条　委員の報酬は、無償とする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年 10 月 27 日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和９年３月 31 日限り、その効力を失う。